

東北地方における医学部設置に係る構想の 応募要領

- ・東北地方における医学部設置に係る構想の応募要領
- ・【別添1】東北地方における医学部設置に係る構想応募書作成・記入要領
- ・【別添2】大学設置・医学部設置に係る現行基準等及び参考基準等について
- ・【様式1】東北地方における医学部設置に係る構想応募書
- ・【様式2】既設大学等の情報

平成26年4月
文部科学省

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 医学教育課 企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線2509)

E-mail : igaku@mext.go.jp

1 背景・目的

- 東日本大震災からの復興、今後の超高齢化と医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、平成25年12月、文部科学大臣、厚生労働大臣及び復興大臣により「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められ、東北地方に1校に限定して、一定の条件を満たす場合に医学部新設について認可を行うことを可能とする政府方針が示されたところです。
- この基本方針において、医学部設置認可に当たっては、通常の設定認可手続の前に、医学部設置を希望する学校法人・地方公共団体等（設立準備組織を含む。以下同じ。）から、基本方針を踏まえた医学部新設構想を受け付け、基本方針で示した条件等に適合し、最も趣旨にかなう、実現可能性のある構想を1件選定することとされています。
- 本応募要領は、基本方針に基づき、医学部新設の構想を受け付け、有識者や専門家で構成される「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」（以下「構想審査会」という。）による公平な審査（以下「構想審査」という。）により、選定する候補となる1件の構想を決定し、文部科学大臣に報告する手続を定めるものです。

2 応募方法

（1）応募資格

次のいずれにも該当することとします。

- 基本方針を踏まえた医学部設置認可に申請を希望する学校法人・地方公共団体等であること。特に、基本方針の四つの留意点に適切に対応できること。
- 附属病院とすることを予定する病院に関しては、過去5年以内に保険医療機関の取消し等の処分を受けていないこと。
- 応募する者が既に大学を設置している場合、当該大学において著しい定員超過や過去の設置認可に係る不正等の事実がないこと。具体的には、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）第1条第1項第3号に適合し、かつ、第2条各号に該当しないものであること。学校法人となる場合には、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（平成19年3月30日文部科学省告示第41号）第1の4（1）、第2の5（1）、第3の5及び第4の5に該当しないものであること。

（2）応募可能件数

一つの応募主体につき一つの構想のみとします。

（3）応募期限

- 持参の場合
平成26年5月30日（金）10時～12時、13時～16時
- 郵送の場合（配達記録、小包、簡易書留等配達が可能である方法によること）
平成26年5月30日（金）16時まで必着

(4) 応募方法

- 【別添1】「東北地方における医学部設置に係る構想応募書作成・記入要領」に基づき、【様式1～2】「東北地方における医学部設置に係る構想応募書」を作成し、学校法人・地方公共団体等の代表者から文部科学大臣宛てに提出してください。
- 応募書の様式は、下記URL（文部科学省HP）よりダウンロードできます。
URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1347441.htm

(5) 応募書提出部数

正本1部（後日、副本50部を別途定める期日までに提出）

(6) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2（中央合同庁舎7号館東館14階）
文部科学省 高等教育局 医学教育課 企画係 宛て
（郵送の場合、封筒の表に「医学部新設構想応募書在中」と朱書きすること。）

(7) 留意事項

- 選定された場合、構想に示した開設予定年度に対応した設置認可申請スケジュールに従い、確実に医学部設置認可申請を行ってください。
- 応募書に、重大な誤りや虚偽の記載があった場合や、作成・記入要領に従っていない場合は、選定対象外とします。選定後に判明した場合は、選定を取り消す場合があります。
- 構想審査会の意向に基づき文部科学省から補正や追加資料を求めた場合にはそれに応じてください。
- 募集締切り後、応募者名及び構想の概要を公表します。選定された場合は、構想内容も公表します。（公表することが適切でない内容は除く。）
なお、構想審査を公開で行う際には、公表することが適切でない内容を除き、審査の中で構想内容について公開します。
- 構想審査の公平性・透明性の確保の観点から、応募者又はその関係者が、構想審査会構成員や審査会が意見を求める関係者等に対して、構想審査において有利になるよう直接又は間接的に要請したり、特別の便宜を要請したりすること等、社会通念上、不正な働きかけと見なされうる行為があった場合には、構想審査会へ報告の上、審査対象外とする場合があります。選定後に判明した場合は、選定を取り消す場合があります。

3 選定方法

(1) 選定件数

1件

(2) 選定方法

- 構想審査は、書面による審査及び対面審査（ヒアリング等）を行うことを予定しています。具体的な審査方法については、構想審査会が別途定める審査要項に基づき行います。

(3) 選定スケジュール（予定）

- 受付締切り後、構想審査会にて審査を開始します。その後の日程については、各大学が希望する開学時期に対応できるよう進めつつ、審査状況や各大学の準備状況を踏まえて対応していきます。
- 認可申請期間は、選定された構想における開学予定時期に対応したスケジュールとして法令に定められているものを基本としますが、準備状況を踏まえて別途定める場合もあります。

(4) 選定後の手続

- 選定された構想に沿って、通常の設置認可申請手続（特例が定められている場合は当該特例に基づいた手続）を行うものとします。
- 選定に際し条件が付された場合は、当該条件に対応した必要な構想の見直しや必要な措置を行い、構想審査会に報告する必要があります。当該条件への対応状況が適切であると構想審査会の確認を得た内容に基づき、設置認可申請を行うこととなります。
- 選定後に大幅な構想の変更等が生じた場合は、構想審査会において再度審査を行い承認を得ることとします。構想審査会は、構想の変更によって、当該構想の選定された趣旨が著しく損なわれる場合には、選定を取り消すことができるものとします。
- 構想審査と設置認可審査とは別のものであり、異なる審査の観点により審査されます。上記のとおり、選定された構想については、当該選定後に、当該構想に沿って文部科学大臣に対して設置認可申請を行う必要がありますが、設置者が学校法人である場合には寄附行為（変更）認可申請も併せて行う必要があります。

設置認可審査においては、大学設置基準等をはじめとした法令上の基準にのっとり、当該法令への適合性を審査することになります。その結果、選定された構想であっても、設置認可審査において法令上の基準に合致しないことが判明したものは、認可されない取扱いとなりますので、構想段階から、「大学設置基準」並びに「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」をはじめとする現行法令等を踏まえた内容となるよう御留意ください。（別添2「大学設置・医学部設置に係る現行基準等及び参考基準等について」を参照してください。）

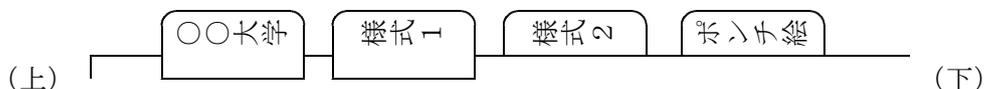
なお、各基準等については、医学部新設構想の応募時点において全てを満たしている必要はありませんが、設置認可申請までに確保できる見込みがあるかどうかという実現可能性は、構想審査での評価の対象となります。

【別添 1】

東北地方における医学部設置に係る 構想応募書作成・記入要領

応募書の作成要領

1. 応募書には、ページを付し（通し番号、様式2はページ番号不要）、両面印刷にしてください。
2. 応募書の1ページ目に大学名のインデックス、様式ごとにインデックスを付けてください。



3. 左横2か所をステイプル止め等して見開きの体裁にするとともに2穴を開けてください。
4. 応募書に、指定された様式又は添付資料以外のものを付けしないでください（表紙や合紙等）。

応募書の記入要領（基本的事項）

1. 応募書は、パソコンを使用し、日本語で作成してください。
2. 読みやすさを考慮し、必要に応じて箇条書による記載や、重要な部分やポイントとなる部分については、下線、ゴシック体、太字等を用いて記入してください。
3. 応募書の書式を下表のとおり設定していますので、書式を変更しないでください。また、様式や項目の順番入替え等もしないでください。ただし、応募書の記入枠の縦幅は自由に変えて結構です。（横幅は変えないでください。）
4. 説明の補足資料を添付する場合には、本文の記述と補足資料の関係がわかるように記載をしてください。（例：本文の必要箇所に「詳しくは参考資料○p○参照」と明示する等）

判の大きさ	A4縦型
文字方向	横書き
印刷方法	両面印刷
文字サイズ	10.5ポイント
フォント	MS明朝
余白	上下20mm、左右20mm

【様式1】の記入要領

＜全体の留意点＞

- ・様式1は全体で概ね10ページ以内を目安としてください。適宜、様式1に補足資料を付けることも可能です（様式任意）。ただし、補足資料は膨大な分量にならないように御留意願います。
- ・以下に記載する観点（○）一つ一つに対して一問一答となるよう逐一記載する必要はありません。文章全体の中で、これらの観点について触れていただければ結構です。
- ・外部機関等連携先との協定書等を示す場合には、構想提出時点においては、仮に構想が選定された場合という前提における合意内容、取決め等のもので構いません。

1. 設置構想の基本情報

- 様式に沿って、計画の区分（既存の大学への医学部設置か、大学自体を設置するものか）、設置者、大学の名称等、基本情報を記入してください。

2. 設置構想の内容

（1）大学・医学部の基本理念等

- 震災からの復興、原子力事故からの再生、超高齢社会における東北地方の医療提供体制の確保といった課題に関する認識と、それを踏まえた医学部のミッションを記載してください。
 - ※ 根拠等のバックデータを添えてください。外部のデータを引用する際には引用元を明示してください。
 - ※ 設置される県内の医療に限るのではなく、東北全体を視野に入れた計画としてください。
 - ※ ミッションは、1ページ程度で、教育を中心に、研究・医療・地域貢献等についても記載してください。
- 教育や診療以外にどのような復興への貢献を行うかについて、概要を記入してください。
 - ※ 例えば大学設置による地域活性化、地元産業と連携した研究開発や地域の課題解決、小中高等学校との連携や大学間連携による東北地方の教育の活性化、子供の学習支援等の取組について、関連する取組実績を含めて記載してください。
 - ※ 医学部新設による貢献とは別に、今後、応募者として東北地方の復興等のために取り組んでいくことがあれば、それを含めて記入してください。

(2) 基本計画

①設置者、設置場所、設立準備組織の体制等

- 設置者、設置場所、設立準備組織の体制等について記入してください。
※設立準備組織の体制等の中に、学長就任予定者、学部長就任予定者ないしはカリキュラム編成の責任者等の具体的な候補者がいれば記載してください。

②基本的な教育方針と教育課程の概要

- 基本的な教育方針（例えば、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー等）及び教育課程（おおむね何年次に何を学び、どういう選択コース等があるか等の概要。それ以上詳しいものは添付資料としてください。）の概要を記入してください。
※ カリキュラム全体の 1/3 程度を各大学の特色ある選択カリキュラムとするという医学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方を踏まえて記載してください。
※ 教育課程等は、医学教育分野別評価基準日本版（日本医学教育学会）に準拠することを前提としたものであることが望まれます。
- 医学部（医学科）のほかに設置を予定する学部（学科）、大学院研究科等の計画があれば、計画の概要を記入してください。

③必要な施設設備、協力者等の確保の見通し

- 校地、校舎、病院、設備のそれぞれについて、①整備時期（交渉、契約等の進捗状況も記入）、②整備内容（自己所有、全部・一部借用の別、借用する場合は相手方及び契約内容、転共用する場合はその計画の内容等）、③整備に要する所要額を記入してください。
※ 借用の場合は、開設時以降 20 年以上の使用保証が担保されている必要があることに留意してください。
- 献体、模擬患者等の確保方法等の概要を記入してください。

④附属病院に関する計画

- 備える診療科や部門、病床数、職員数、患者数の確保の方法と見通し等について概要を記入してください。
※ 医学教育上必要な患者数・症例数が確保でき、かつ、安定的に病院運営が可能であるかという点に留意して記載してください。
- また、認可申請時、開学時等の各段階における年次計画を簡潔に記入してください。
- 既存の病院の増床又は新設により附属病院を確保する計画の場合には、手続についての地方公共団体との協議状況を記入してください。他の病院との統合等により増床を行う計画の場合には、その病院の設置者等との協議状況も記入してください。

- 附属病院における臨床実習について、関連教育病院における実習により補う場合には、関連教育病院の概要（名称、備える診療科や部門、病床数、職員数、患者数確保の見通し等）を記載してください。
 - ※ 当該病院を関連教育病院に選ぶ理由、関連教育病院となる予定の病院との交渉状況、関連協力病院となることにより教育の負担が増えることに伴う対応についても記載してください。
 - ※ 附属病院となる病院の関連教育病院となる予定の病院との連携実績（臨床研修における連携等）があれば記載してください。
- 地域の医療機関と附属病院が連携協力関係にある取組の概要を記入してください。

⑤財源確保の見通し、組織全体の財務状況（計画）

- 医学部設置に要する経費の財源確保の状況を記入してください。（今後、寄附により新たに財源を確保する見込みがある場合は相手方及び見込額も記入。）
- 組織全体の財務状況（完成年度までの収支及び資産の状況が確認できるもの）について、部門ごと（法人、大学、病院等）に記入してください。
 - ※ 既設の学部等における教育・研究への影響や中長期的な財務への影響等の考え方について記載してください。
 - ※ 組織全体の負債の状況（負債率及び負債償還率）について留意してください。

⑥その他

- 上記のほか、教育・研究等における他大学、医療機関・団体等との連携について、概要を記入してください。
 - ※ 協定等がある場合にはそれを添付してください。
- 設置後、新設構想の履行、改善、充実を担保する仕組み（外部評価的なもの）について、概要を記載してください（外部関係者による意見を求める運営協議会の設置等）。

（3）基本方針に示された留意点への対応

①東北地方の将来の医療ニーズを踏まえた特色ある教育や研究、診療、地域貢献

- どのような医療ニーズがあると考え、そのためにどのような教育等を行うかについて、概要を記入してください。
 - ※内容の例：総合的な診療能力を持つ医師の養成、災害医療への対応、放射線に係る住民健康管理に関する教育等
 - ※方法の例：関連する講座の設置、より特色に特化したコースの設定、被害の大きかった自治体の病院内に大学のサテライト（地域医療教育のセンター的なもの）を設置、他学部・他大学の医療系職種とのチーム医療実習等
- その実現のためにどのような教育課程、教育体制、他機関との連携等を行うかに

ついて、概要を記入してください。

- 特に、関連するテーマに既に取り組んでいる大学（例：各大学が行っている地域枠、岩手医科大学における災害医療人材育成、東北大学による被災地医療支援、福島県立医科大学における放射線健康管理等）と連携する場合には、その概要を記入してください。

②地域医療に支障を来さずに教員や医師、看護師等を確保する方策の案

- 教員や附属病院の医師、看護師等医療関係職の採用方法に関する工夫と確保の見通しについて、概要を記入してください。
 - ※ グループ内の病院からの配置換えにより医師を確保する場合であっても、その後どの地域からどのように補充するのか等について具体的な方法を示してください。
- 教員や医師、看護師等医療関係職の確保に関して、大学、学会、病院、団体等との連携や協定等を結ぶ場合には、その状況について、概要を記載してください。
- その他円滑な教員や医師、看護師等医療関係職の確保に関する取組について、概要を記載してください。
 - ※ 意欲ある教員や医師を引きつける研究環境、キャリア形成支援等

③地方公共団体と連携した卒後の定着策の案

- 学生募集・入試選抜における工夫について、概要を記入してください。
 - ※ 特別な入試をすることは必須ではありませんが、東北地方出身者の入学を促進する方策や、東北地方の地域医療に従事する意欲や素質を有する学生を確保する方策などの案を示してください。
 - ※ 特に、新たな医学部を設置することにより、東北地方の他の医学部と地元出身の学生を取り合うのではなく、総体として東北地方で活躍する医師の絶対数が増えるようにするという視点に留意してください。
- 卒業後、東北地方の地域医療に従事する意欲や能力を有する人材を育成するための、教育課程における工夫について、概要を記載してください。（①の中で記述してもよい。）
- 東北地方の各県、市町村等と連携した地域枠奨学金の設定を行う場合には、その概要を記載してください。
 - ※ 奨学金の貸与人数、金額、期間、財源は誰が負担するのか、返還免除の条件等について記載してください。基金等を設ける場合にはその運営の仕組みについて概説してください。
- 卒業生のキャリアパス（特に地域枠卒業生の義務年限期間中及びそれ以降）について、概要を記入してください。
 - ※ どのような病院でどのような研修・教育を行いながら地域の医師不足・偏在解消に貢献していくか、専門医の取得や大学院進学との関係、具体的な配置先を決める仕組みの案（例：県が設置する協議会等）について記入してください。
 - ※ 特に、同じ東北地方の中でも地域偏在が大きいことを踏まえ、その解決にどの

ようにつなげていくかという観点を含めて記入してください。

- 上記のほか、卒業生に限らず、大学病院に所属する医師等を、東北地方の地方公共団体の求め等に応じて派遣する仕組みや、医師が東北地方の医師不足地域に定着することを促進するために大学として行う方策等について、構想の概要を記載してください。

④医師需給を踏まえた適切な定員の設定、臨時定員設定の案

- 定員設定の根拠（例えば、入学者のうち東北地方出身者・東北地方以外の出身者の試算、卒後の勤務地等についての試算等）について、概要を記入してください。
- 臨時定員については、東北地方における既存の各医学部が設定する臨時定員数等も踏まえた上で設定してください。

【様式2】の記入要領

- 様式に従って、必要事項（人数、金額等）を記入してください。
- 時点の指定がない場合、指定された時点のデータがない場合には、直近で記載可能なデータを記載の上、データの時点を明記してください。（「平成〇年度」など）

その他

- 構想概要（ポンチ絵・プレゼンテーション資料）を添付しても結構です。
※ 構想のイメージ図／地図／スケジュールを合わせ4～5枚程度

別添 2 大学設置・医学部設置に係る現行基準等及び参考基準等について

各大学・地方公共団体等において構想を検討する上での参考情報として、医学部設置に関し、①現行の設置基準及び認可の基準等に定めのあるもの（以下「現行基準等」という。）及び②過去の基準等及び現在の大学の水準の例（以下「参考基準等」という。）を以下に示します。

各基準等については、医学部新設構想の応募時点において全て満たしていることを求めるものではありませんが、設置認可申請までに確保できる見込みがあるかどうかという実現可能性は、構想審査でも問われることとなります。

また参考基準等については、今回の東北地方における医学部設置認可の特例の審査に当たっても参考にしていきますが、これらの基準を満たしているか満たしていないかということだけで審査を行うのではなく、これらの基準等を参考に、医学教育に必要な教育環境を確保できているかどうかを総合的に審査することとなります。

1. 新規に大学又は学部を設置する場合の基準等（医学部を含め、どの学部を設置する場合においても必要となるもの）

○大学又は学部の設置については、以下の法令等に基づき、設置認可を受ける必要がある。

- ・学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）
- ・大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号） 等

○私立大学については、以下の法令等に基づき、学校法人の設置に係る寄附行為の認可（設置者として新規に学校法人を設置する場合）又は寄附行為の変更の認可（設置者が既存の学校法人の場合）を受ける必要がある。

- ・私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）
- ・私立学校法施行規則（昭和25年3月14日文部省令第12号）
- ・学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更に関する審査基準（平成19年3月30日文部科学省告示第41号） 等

<設置認可における審査の観点の例>

- ・教育研究上の目的（学校教育法第83条、大学設置基準第2条）
- ・教育課程の体系性、各授業科目の内容、教育方法等（大学設置基準第19条、第20条）
- ・教員組織、教員の職位、専門性、授業科目担当能力、専任性等（大学設

- 置基準第7条、第10条、第12条、第14条～第17条)
- ・校地、運動場、校舎等施設（大学設置基準第34条～37条の2）
- ・施設・設備等（大学設置基準第38条、第40条） 等

＜寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可における審査の観点の例＞

- ・私立学校の校地並びに施設及び設備、経営に必要な財産、役員等、既設校等（学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更に関する審査基準）

※上記は、要点を例示したものであり、応募者において必ず関連法令を直接確認されたい。

2. 医学部を設置する場合に求められる基準等

○附属病院の設置

医学部を置く大学は、教育研究に必要な施設として、附属病院を置かなければならない。（大学設置基準第39条）

○医学部の必要専任教員数（大学設置基準第13条、別表第1のロ）

○医学部の校舎面積及び附属病院の面積（大学設置基準第37条の2、別表3のロ）

○附属病院の病床数（医学部設置審査基準要項（平成3年廃止））【参考基準等】

	専任教員数 ※1	校舎面積(m ²) 附属病院面積 (m ²)	附属病院 病床数 ※2
収容定員 360 人まで (入学定員 60 人まで)	130 人	12,650 28,050	(600)
収容定員 480 人まで (入学定員 61~80 人まで)	140 人	14,300 31,100	(700※3)
収容定員 600 人まで (入学定員 81~100 人まで)	140 人	16,750 33,100	(800※3)
収容定員 720 人まで (入学定員 101~120 人まで)	140 人	18,250 35,100	(900※3)

※1 専任教員数のうち、教授・准教授・講師の人数は合計60人以上、うち30人以上は教授とする。（大学設置基準別表1のロ備考1）

※2 病床は、教育研究上、診療各科に適切に配分されていなければならない。

医学部設置審査基準要項（平成3年廃止）

※3 附属病院の他に、学生の教育に十分使用可能な関連教育病院を有する場合には、600床を超える部分については、関連教育病院の教育に使用される病床をもって充てることができる。（医学部設置審査基準要項（平成3年廃止））

○医学部及び附属病院の施設・設備の整備に係る標準設置経費等

医学部の施設・設備のみではなく、附属病院の施設・設備の整備に係る標準設置経費等も必要となる。（学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準別表第1及び別表第2）

○校地の面積

収容定員上の学生一人当たり10㎡として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積が必要。（大学設置基準第37条第1項）

○附属病院における専任教員

上の表に掲げる人数の専任教員のほか、附属病院における教育、研究、診療に従事する相当数の専任教員を置く。（大学設置基準別表1の口備考3）

○附属病院における医師数【参考基準等】

附属病院における専任教員数を含めた医師数は、具体的に何人でなければならないという基準は存在しないが、実態としては、各大学附属病院は、例えば600床規模（700床未満）の附属病院（23病院）の場合、平均357人（常勤換算した非常勤医師数を含む。）の医師を擁している。（平成25年6月時点）

○附属病院に必要な診療科【参考基準等】

附属病院に置く診療科を具体的に定めた基準は存在しないが、医学部に臨床系の講座として置かなければならないものとして規定されていた分野は以下のとおり。

内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、放射線科、麻酔科（部）
（医学部設置審査基準要項（平成3年廃止））

○特定機能病院の承認要件等【参考基準等】

特定機能病院であること自体は、附属病院の必要条件ないし十分条件では

ないが、現行のすべての附属病院（本院）は、厚生労働省の承認する特定機能病院となっている。特定機能病院の承認要件には、標ぼうすることが求められる診療科、専門医の配置、紹介率等に関する規定がある。（医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第4条の2、同施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）第6条の3～第6条の5）

○関連教育病院の具備条件等【参考基準等】

附属病院に加えて臨床実習に活用する関連教育病院について必要とされていた条件はおおむね以下のとおり。

- ・ 卒前の臨床実習のうち総実習時間の1／3程度までを関連教育病院に委ねうる
- ・ 実働一般病床300床以上、内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、整形外科、精神科、放射線科及び麻酔科（部門）及び救急部門を置くこと
- ・ 各科2人以上の指導医を有すること。指導医は、10年以上の臨床経験を有し、相応の研究業績があり、教育上の能力があると認められる者であること
- ・ 大学との間を1時間以内に移動できる距離にあるものとする

（「関連教育病院について」第一次報告（昭和48年3月関連教育病院調査研究会））

○医学教育・医療の進歩に対応した取組内容 【参考基準等】

大学設置基準等には規定されていないが、過去の医学部設置時からの医学教育、医療の進歩により以下のように事実上標準となっているものがある。

・ 医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成13年策定、平成23年最終改訂）

学生が卒業時まで身に付ける内容（到達目標）が明確化されており、全ての医学部においてこれを踏まえた教育が行われている。この到達目標のために必要な教育体制（教員等）をそろえることが必要になっている。

・ 臨床実習の充実

病院での実習は、以前は見学が中心であったが、現在は全ての医学部で学生が診療に参加する診療参加型臨床実習を行い、その充実を図っている。臨床実習を行うためには、必要不可欠な知識・技能・態度が備わっているかについて、事前に学生の評価を行う「共用試験」を実施、全医学部がこれに参加している。

・ 附属病院の中央診療部門等の充実

現在の附属病院では、各診療科の他に、感染制御部、医療安全部、医療情報部、リハビリテーション部等の機能が教育上重要なものとなっている。

・ **国公立大学病院間の連携体制**

医学部を有する全ての大学及び防衛医科大学校が、臨床実習前の共用試験を実施する公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の会員となっている、感染症対策を進める大学病院感染対策協議会に加盟する等、各所において附属病院間の連携を強化する方向にある。

・ **国際標準に準拠した、医学教育に特化した分野別評価の構築**

文部科学省では、世界医学教育連盟（World Federation for Medical Education；WFME）分野別評価の確立に向けた取組を支援。（東京医科歯科大学を中心に千葉大学、東京大学、新潟大学、東京慈恵会医科大学、東京女子医科大学の6大学が連携して取組を実施（平成24～28年度予定。））

日本医学教育学会では、世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダードに準拠した医学教育分野別評価基準日本版を公表（平成25年7月）している。

東北地方における医学部設置に係る構想応募書

1. 設置構想の基本情報

計画の区分	大学の設置 or 学部の設置			
フリガナ 設置者	ガッコウハウジン●●ガクエン 学校法人●●学園 ※設立準備組織の場合には設立準備組織の名称を記入			
フリガナ 大学の名称	●●ダイガク ●●大学			
フリガナ 新設学部等の名称	イガクブイガクカ 医学部医学科			
新設学部等の概要	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	開設時期及び開設年次※
	●●人	3年次 ●●人	●●●人	平成●年●月 第1年次 平成●年●月 第3年次
大学本部の位置	●●県●●市●丁目●番●号			
新設学部等の位置	●●県●●市●丁目●番●号			

※編入学定員を設ける場合には、編入学定員の学生受入れ開始年次についても記入

フリガナ 附属病院の名称	●●ダイガクフゾクビョウイン ●●大学附属病院（仮称）				
附属病院の概要	病床数	医師数 (常勤換算)	推定患者数（年間延べ）		附属病院の母体 となる病院名※
	●●●床	●●●人	入院 ●●●万人	外来 ●●●万人	
附属病院の位置	●●県●●市●丁目●番●号				

※既存の病院の拡張・改築等により附属病院を確保する場合に記入

2. 設置構想の内容

(1) 大学・医学部の基本理念等

--

(2) 基本計画

①設置者、設置場所、設立準備組織の体制等

--

②基本的な教育方針と教育課程の概要

--

③必要な施設設備、協力者等の確保の見通し

--

④附属病院に関する計画

--

⑤財源確保の見通し、組織全体の財務状況（計画）

--

⑥その他

--

(3) 基本方針に示された留意点への対応

①東北地方の将来の医療ニーズを踏まえた特色ある教育や研究、診療、地域貢献

--

②地域医療に支障を来さずに教員や医師、看護師等を確保する方策の案

--

③地方公共団体と連携した卒後の定着策の案

--

④医師需給を踏まえた適切な定員の設定、臨時定員設定の案

--

既設大学等の情報

1. 応募者が既に大学を有する場合

(1) 既設学部・大学院の状況等

学部・学科名、 大学院研究科・専攻名			修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位の 名称	定員 超過率	開設 年度	所在地
例)										
〇〇学部	〇〇学科		4							
〇〇学部	〇〇学科		4							
〇〇研究科	〇〇専攻	博士課程前期	2							
〇〇研究科	〇〇専攻	博士課程後期	3							
〇〇研究科	〇〇専攻	修士課程	2							

(2) 既設学部・大学院の教育研究活動状況

- ①平成15～25年度文部科学省GP事業等採択実績
大学改革推進等補助金ほかの競争的な補助金の採択実績を記載してください。

補助金名称	採択事業名称	配分額(千円)	事業実施年度

(3) 東日本大震災に伴う学生への支援

種目	人数等	総額(千円)
例) 授業料減免		

2. 応募者が既に病院(附属病院本院とする予定の病院)を有する場合

(1) 既設病院の規模

事項		平成26年4月1日時点
診療科数		
総病床数		
職員数 ※1	計	
	医師	
	うち指導医の数※2	
	歯科医師	
	看護要員	
	薬剤師	
	その他のメディカルスタッフ	
	事務職員	
	医療クレーク	
その他		

※1 職員数には、非常勤職員の人数を常勤換算して含めること。

※2 「指導医の数」は、厚生労働省「医師の臨床研修に係る指導医講習会開催指針」にのっとり指導医講習会を終了している者の数を記入。

(2) 既設病院の機能

事項	平成25年度実績
入院延患者数(年間)	
1日当たりの入院患者数	
外来延患者数(年間)	
病床稼働率(全体)	
病床稼働率(一般病床)	
平均在院日数(全体)	
平均在院日数(一般病床)	
1日当たりの外来患者数	
救急患者数(年間)	
うち時間外患者数(年間)	
救急車搬入患者数	
手術件数	
分娩実施件数	
患者紹介率(医療法上)	
登録医数	

(3) 病院の各種指定状況

地域医療支援病院、臨床研修指定病院、災害拠点病院等、都道府県知事等の指定を受けているものを記載。

--

(4) 既設病院における学生の臨床実習受入れ実績

※卒前の実習の受入れ人数を記入。卒後研修や現役職員の研修受入は(5)、(6)に記載。

※既存の大学の附属病院でない場合には、自大学・他大学の内訳は不要とする。

区分	受入れ元 学校数	延べ人数 ^a	aのうち 自大学等	aのうち 他大学等
医学部(医学科)学生				
歯学部(歯学科)学生				
薬学部学生				
看護系学部学生				
その他のメディカルスタッフ				

延べ人数は、人数×年数(通年の場合は1、半年間の場合は0.5)

(5) 既設病院における医師の卒後研修等の実績

区分	平成25年度実績
卒後臨床研修の新規開始者数	
専門研修コース(後期研修コース)の新規開始者数	
専門医・認定医等の新規取得者数	

※1 病院が設置した臨床研修プログラムに採用した人数。他病院と連携したコース(いわゆるたすきがけ)の採用人数を含む。

※2 病院が設置した専門研修(後期研修)プログラムに採用した人数。

※3 自院に在籍中(又は、自院の研修コースの一環として他院で研修中)に、新たに専門医又は認定医の資格を取得した延べ人数。
(一人の医師が二つの専門医を取得した場合は二人とする。他院の医師であっても、自院で研修して取得した場合は含める。)

(6) 既設病院における医師以外医療職の現職研修の受入れ実績

※他の病院等からの現職研修の受入れ人数を1年間の延べ人数で記載。

※単発の講習会の参加者数等は含めない。

区分	平成25年度実績
薬剤師	
看護師	
その他のメディカルスタッフ	

延べ人数は、人数×日数(通年の場合は1、半年間の場合は0.5)

(7) 既設病院の研究機能

事項	平成25年度実績
所属する医師等による論文の発表数	
上記のうち英語による論文の発表数	
実施した臨床研究の症例数※1	
実施した治験の症例数※1	
治験審査委員会(IRB)・倫理委員会で審査された自主臨床試験の件数 ※2	
医師主導治験件数 ※2	

※1 登録件数ではなく、実施完了件数(治験終了の有無を問わず、契約した治験で実施の済んだ症例数)

※2 患者数ではなく、実施する研究の数を記載。当該年度内に1度も実施のなかったものは除く。

3. 応募者が大学または病院(附属病院本院とする予定の病院に限る。)のいずれかを既に有する場合

①平成23～25年度科学研究費補助金採択状況

※応募者が大学を有しない場合には、獲得件数と獲得金額のみ記入。

	本務教員数 (a)	獲得件数(b)	獲得金額(c) (千円)	教員一人 当たり 件数(b)/(a)	教員一人 当たり 金額(c)/(a) (千円)
平成25年度					
平成24年度					
平成23年度					

※件数、金額には、新規採択のものと継続のものを含む。

※金額には、間接経費を含めた金額を記載。

②その他の平成23～25年度の国の競争的補助金採択状況(平成25年度)

※1(2)①及び3①以外で、教育ないし研究に関し、審査により採択される競争的な事業で、プロジェクトの金額が3千万円を上回るもののみ記載。
(内閣府、厚生労働省、経済産業省等の府省庁、あるいは科学技術振興機構等の独立行政法人が実施するもの)

補助金名称	採択事業名称	配分額(千円)	事業実施年度

③外部資金の獲得状況(平成23～25年度)

※他機関・企業等との間での共同研究、受託研究、寄付金の受入れ件数を記載。

※応募者が大学を有しない場合には、獲得件数と獲得金額のみ記入。

●共同研究

	本務教員数 (a)	獲得件数(b)	獲得金額(c) (千円)	教員一人 当たり 件数(b)/(a)	教員一人 当たり 金額(千円) (c)/(a)
平成25年度					
平成24年度					
平成23年度					

●受託研究

	本務教員数 (a)	獲得件数(b)	獲得金額(c) (千円)	教員一人 当たり 件数(b)/(a)	教員一人 当たり 金額(千円) (c)/(a)
平成25年度					
平成24年度					
平成23年度					

●寄付金

	本務教員数 (a)	獲得件数(b)	獲得金額(c) (千円)	教員一人 当たり 件数(b)/(a)	教員一人 当たり 金額(千円) (c)/(a)
平成25年度					
平成24年度					
平成23年度					

4. 全応募者共通

(1) 設立組織の財務状況

・直近の財務関係書類(貸借対照表、収支計算書等)を添付してください。

・設立組織ではないが、設置に当たり相当程度の寄附を行う予定の団体がある場合には、その財務関係書類も添付してください。